

決 定 書

異議申出人

袖ヶ浦市坂戸市場 1 3 8 5 番地 8

村 田 稔

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 6 年 1 1 月 9 日付けをもって提起された同年 1 0 月 2 7 日執行の袖ヶ浦市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、袖ヶ浦市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙の無効票の再審査を求めこれを選挙結果に反映することを求める。

2 異議申出の理由

今回の開票にあたり、立会人として会場にいた友人が無効票の中に私の無効票が数 1 0 票入っていたと知らせてくれており、選挙管理委員会の有権者への無効票等の周知に大きな責任があると考え、その内容を検証するために無効票の開示を求め内容を確認し、今回の選挙開票結果に反映を求めるものである。

決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議の申出を受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

その結果、異議申出の理由の事項について、無効投票を明確にすることができるのは開披再点検であると判断したため、申出人の求めのとおり、無効投票 8 6 6 票について、令和 6 年 1 1 月 2 8 日に開披再点検を行った。

開披再点検の結果について

当委員会は、令和 6 年 1 1 月 2 8 日に申出人及び利害関係人の立会いのもと、投票用紙保存箱の梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、無効投票の開披再点検を行った。

無効投票 8 6 6 票の再点検の結果、無効投票から有効投票に異動を生じるものと認められる投票は確認できなかった。

以上のとおり、最下位当選者と申出人の得票数に異動はなく、選挙会が確定したとおり、最下位当選者の当選は有効である。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会

委員長 岡田 康正

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 5 条の規定による告示の日から 2 1 日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第 2 0 6 条第 2 項）。